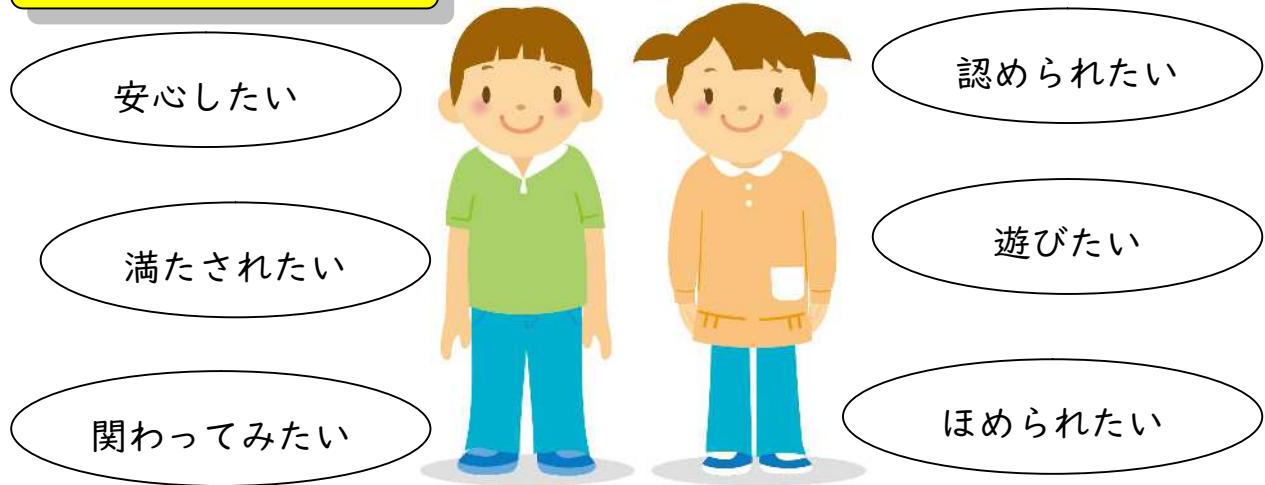


Ⅰ はじめに

(1) 「こども」とは



こどもたちは、家庭は「家族みんなが、楽しく過ごす場所」であることを望んでいます。

『こどもまんなか社会』

こども基本法、子どもの権利条約のもと、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることを目指しています。

さらに、こどもは生まれながらに権利や様々な思いや願いをもっています。それを汲み取り、こどもにとって何が一番よいのかを考え、こどもの主体性を尊重することが大切です。



(2) 「家庭」とは

- こどもたちにとって安らぎのある楽しい居場所
- 社会へ巣立っていくために欠かせない場所



親（保護者）の**笑顔**が
こどもの**笑顔**をつくれます